(14) 北緯三四度〇八分五四秒二七九九、東経一三五度一一分〇三秒九三三一の地点
(15) 北緯三四度〇八分五四秒一一〇〇、東経一三五度一一分〇五秒五七七二の地点
(16) 北緯三四度〇八分四九秒一八九一、東経一三五度一一分〇〇秒五五五一の地点
(17) 北緯三四度〇八分三六秒〇九〇〇、東経一三五度一一分〇八秒一九五七の地点
(18) 北緯三四度〇八分三五秒二五二四、東経一三五度一一分〇七秒六八七四の地点
(19) 北緯三四度〇八分三七秒一五二七、東経一三五度一一分〇五秒一六六五の地点
(20) 北緯三四度〇八分三二秒九九三四、東経一三五度一一分〇四秒四三五六の地点
(21) 北緯三四度〇八分三六秒八五八三、東経一三五度一一分〇三秒四〇九四の地点
(22) 北緯三四度〇八分四九秒六七六一、東経一三五度一〇分五五秒九三二六の地点
(23) 北緯三四度〇八分五四秒八〇〇八、東経一三五度一一分〇一秒一六二六の地点
(24) 北緯三四度〇九分二〇秒七七三〇、東経一三五度一一分〇九秒八一九五の地点
(25) 北緯三四度〇九分二二秒四三六二、東経一三五度一一分〇八秒七六二一の地点
(26) 北緯三四度〇九分二三秒九九五六、東経一三五度一一分〇三秒三九二九の地点
(27) 北緯三四度〇九分二七秒八三一三、東経一三五度一〇分五五秒七六四四の地点

**○国土交通省告示第百四十号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年二月六日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

南大鰐沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県南津軽郡大鰐町大字唐牛

字沼田　三番一　一号から六号まで

一五三番　九号から十六号まで

字杉ノ木　六五番二　七号

六五番三　八号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上山形沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県黒石市

大字南中野字阿手沢　三〇番一　一号

四四番二〇四　二号

四四番二二七　三号

四四番一九五　四号及び五号

四四番一九四　六号

三三番二　七号及び八号

三三番一　九号及び十号

大字板留字長坂下　六五番　十一号から十三号まで

七番　十四号及び十六号

四六番一　十五号及び十七号

四六番三　十九号

四三番一　二十号

三八番五　十八号

字宛ノ沢口　二八番一地先　二十一号

道路敷

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大荒川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を昭和四十二年建設省告示第三千九百三十五号で指定した同号九に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県むつ市大字大平字荒川山国有林

二八林班　ほ小班　一号から五号まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線、標柱三号と四号を平成二十年国土交通省告示第六十一号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と四号を昭和四十二年建設省告示第三千九百三十五号で指定した同号九に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県むつ市大字大平字荒川山国有林

二八林班　ほ$^{2}$小班　一号から五号まで

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

南中村沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町

字上山ノ井　五九番　一号から四号まで

五八番　五号及び六号

八五番一　七号及び八号

八六番　九号

九一番　十号及び十一号

一五〇番一四　十二号から十四号まで

一五〇番一五　十五号及び十六号

九二番　十七号から二十三号まで

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

吉田川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱四十号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県むつ市

川守町　五八四番　一号

五八三番　二号

一九一番一　三十三号から三十六号まで

一九一番二　三十七号

一七八番一　三十八号から四十号まで

大字大湊

字大惣沢ノ内鹿石畑　三五番一六　三号から五号まで

三五番一二　七号から十三号まで

三五番二五　二十五号から二十七号まで

字大惣沢　三六番　六号

字大川守　四四番五二　十四号

四四番七七　十五号及び十六号

四四番七八　十七号及び十八号

四四番四九　十九号から二十二号まで

四四番五〇　二十三号及び二十四号

三七番一四　二十八号及び二十九号

三七番一五　三十号

四三番　三十一号及び三十二号

**○国土交通省告示第百四十一号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十三年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年二月六日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

境谷川左支渓一

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

広島県広島市安佐南区長楽寺町字原山

五九四番　一号、二号及び十一号から十九号まで及び二十一号

六四五番二　三号から七号まで

六四五番三　八号から十号まで

五九四番地先水路敷　二十号

**○国土交通省告示第百四十二号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

平成二十四年二月六日

国土交通大臣　前田　武志

一　平成二十年国土交通省告示第百十四号で指定した同号二に掲げる土地のうち、次に掲げる土地に在する標柱二十二号から三十四号までを順次結んだ線及び標柱二十二号と三十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

広島県広島市安佐南区長楽寺町字原山

五九四番　二十二号から三十四号まで